刈谷市総合運動公園整備 · 管理運営事業

事業実施協定書(案)

令和7年3月24日 刈谷市

※本事業実施協定書(案)は、本事業における役割等を記載したものであり、事業予定者が提出した提案書類の内容及び本市と事業予定者との協議により、必要な範囲で記載内容を修正する。

- 目 次 -

第1章 総則	2
(目的)	2
(用語の定義)	2
(法令等の遵守)	3
(書類の適用関係)	4
(事業日程)	4
(資金調達及び事業実施に関する費用負担)	4
(自己責任)	4
(構成企業の業務)	4
(再委託)	5
(許認可及び届出等)	5
(事業全体計画書の取扱い)	5
(認定公募設置等計画の変更)	6
(各種調査等)	6
(関係事業者との連携)	6
第2章 公募対象公園施設設置及び管理運営業務	6
(設計業務)	6
(工事責任者の配置)	7
(設置工事)	7
(甲による説明要求及び工事現場立会い)	7
(中間確認)	7
(乙による竣工検査)	8
(甲による完成確認)	8
(設置工事の一時中止)	8
(設置工事中における第三者の使用)	8
(設置工事中に第三者に与えた損害)	8
(公募対象公園施設の管理運営)	9
(設置管理許可使用料等)	10
(許可の更新)	10
(許可の取り消し)	10
(変更許可申請)	10
(許可の廃止)	11

	(行為の制限)	11
	(運営における第三者使用)	11
	(財産権)	12
	(改善命令)	12
	(原状回復の義務)	12
	(譲渡の取扱い)	13
	(自己責任)	13
第3:	章 特定公園施設整備・譲渡業務	14
	(設計業務)	14
	(工事責任者の配置)	14
	(整備工事)	14
	(甲による説明要求及び工事現場立会い)	15
	(中間確認)	15
	(乙による竣工検査)	15
	(完成検査)	16
	(完成検査確認通知書の交付)	16
	(整備工事の一時中止)	16
	(整備工事中における第三者の使用)	16
	(一般的損害)	16
	(天災等による損害)	16
	(整備工事中に第三者に与えた損害)	17
	(特定公園施設の譲渡)	17
	(特定公園施設の契約不適合責任)	17
第4	章 利便増進施設設置及び管理運営業務	17
	(工事責任者の配置)	17
	(設置工事)	17
	(甲による説明要求及び工事現場立会い)	18
	(中間確認)	18
	(乙による竣工検査)	18
	(甲による完成確認)	18
	(設置工事の一時中止)	19
	(設置工事中に第三者に与えた損害)	19
	(占用許可占用料等)	19
第5	章 管理運営業務	19
	(公園施設の管理運営業務)	19
第6:	章 保証金等	20
214 -	(保証金等)	

第7章 事業実施にあたっての負担区分等	21
(事業区域内の契約不適合)	21
(損害賠償)	21
(第三者に与えた損害)	21
第8章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等	21
(事業報告及び評価)	
(本業務の内容変更、一時中止等)	
(暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)	
第9章 事業期間及び事業実施協定の解除等	22
(事業期間)	
(認定公募設置等計画の有効期間)	
(甲による事業実施協定の解除)	
(乙による事業実施協定の解除)	
(合意による事業実施協定の解除)	_
(事業実施協定の解除等の公表)	
(認定公募設置等計画の認定取り消し)	
(公募対象公園施設の解除に伴う措置)	
(特定公園施設の解除に伴う措置)	
第 10 章 不可効力及び法令等の変更 (不可抗力による損害等)	
(不可抗力による損害等)(不可抗力による事業実施協定の解除)	
(个可抗力による争業夫施協定の解除)(法令等の変更)	
(法令等の変更)(法令等の変更による協議等)	
(法令等の変更による協議等)(法令等の変更による事業実施協定の解除)	
(伍行寺の変更による事業夫肥励足の解除)	25
第 11章 事業破綻時の措置	
(事業破綻時の措置)	26
第12章 補則	26
(公租公課)	26
(通知義務)	26
(秘密保持)	26
(著作権の帰属)	27
(成果物の利用等)	27
(著作権の譲渡禁止)	28
(著作権の侵害防止)	28
(知的財産権)	28
(特許権等の使用)	28
(協定上の地位の譲渡)	28

(準拠法及び裁判管轄)	29
(協議)	
(通知先等)	
(計算単位等)	
(定めのない事項)	_
// · × · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

刈谷市総合運動公園整備・管理運事業 事業実施協定書(案)

本事業及び本業務の実施に関して、刈谷市(以下「甲」という。)と認定計画提出者である●●、もしくは【●●[優先交渉権者として選定された[連合体]の代表企業、公募対象公園施設設置及び管理運営業務を実施する企業、特定公園施設整備・譲渡業務を実施する企業、利便増進施設設置及び管理運営業務を実施する企業及び管理運営業務を実施する企業及び管理運営業務を実施する企業の名称を記載(提案に応じて契約当事者は調整)]】(以下、これらの各企業を総称して又は個別に「乙」という。)は、以下の通り、事業実施協定(以下「本事業実施協定」という。)を締結する。

第1章 総則

(目的)

第1条 本事業実施協定は、都市公園法(昭和31年法律第79号。その後の改正を含む。以下同じ。)及び刈谷市都市公園条例(昭和37年条例第5号。その後の改正を含む。以下同じ。以下「公園条例」という。)並びに関係法令の定めるところに従い、公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書に基づき、甲及び乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本事業実施協定において使用する用語の定義は次の通りとする。

- (1) 「本事業」とは、刈谷市総合運動公園整備・管理運営事業のことをいい、公募要綱等に定める Park-PFI 事業、管理運営事業を総称又は個別にいう。
- (2) 「本業務」とは、本事業における公募対象公園施設設置及び管理運営業務、特定公園施設整備・譲渡業務、利便増進施設設置及び管理運営業務、管理運営業務を総称して又は個別にいう。
- (3) 「公募要綱等」とは、甲が本事業に関して公表した令和7年3月24日付の公募要綱及びその付属資料(公表後の修正を含む。)、並びに公募要綱等に関する質問回答書をいう。
- (4) 「公募要綱等に関する質問回答書」とは、公募要綱等に関する質問に対して甲がそのホームページにおいて公表した甲の回答をいう。
- (5) 「提案書類」とは、公募要綱等に基づき、乙が提出した提案書類及び提案書類の説明又は補足として乙が本事業実施協定日までに甲に提出したその他一切の文書(ただし、提案書類のうち、甲と乙の協議により変更された内容を含む。)をいう。
- (6) 「事業全体計画書」とは、事業基本協定書第5条第3項に基づき、甲の承諾を得た 令和●年●月●日付事業全体計画書(その後の変更を含む。)をいう。
- (7) 「公募設置等計画」とは、都市公園法第5条の3の規定に基づき、甲に提出する 計画をいう。本事業においては、公募要綱第3章から第5章に基づき、乙が甲に提案する計画 を指す。
- (8) 「認定公募設置等計画」とは、都市公園法第5条の5の規定に基づき、甲が認定した公募設置等計画をいう。
- (9) 「要求水準書」とは、甲が本事業に関して公表した令和7年3月24日付の要求水 準書をいう。

- (10)「公募対象公園施設」とは、都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」をいう。
- (11)「特定公園施設」とは、都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園 施設」をいう。
- (12)「利便増進施設」とは、都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」をいう。
- (13)「優先交渉権者」とは、提案審査を経て、最も優れた提案を提出した者として甲が 選定した者をいう。
- (14)「構成企業」とは、[事業者連合体]を構成する乙以外の【構成企業名】、【構成企業 名】及び【構成企業名】をいう。
- (15)「事業基本協定書」とは、甲と乙が締結した令和●年●月●日付の刈谷総合運動公園 整備・管理運営に係る事業基本協定書をいう。
- (16)「特定公園施設整備・譲渡契約」とは、甲と乙のうち特定公園施設を整備・譲渡することの間で締結される契約をいう。
- (17)「設置管理許可」とは、乙が都市公園法第5条に基づき取得する設置許可及び管理許可を総称又は個別にいう。
- (18)「公園施設設置等使用料」とは、設置管理許可に関連して、刈谷市都市公園条例第11条に基づき徴収される使用料をいう。
- (19)「占用許可」とは、都市公園法第6条第1項に基づき乙が必要に応じて取得する占用許可をいう。
- (20)「占用料」とは、占用許可に関連して、刈谷市公園条例第11条に基づき徴収される占用料をいう。
- (21)「公募対象公園施設管理運営計画書」とは、本事業実施協定第26条第2項に定める 公募対象公園施設の管理運営に関する計画書をいう。
- (22)「会計年度」とは、毎年4月1日に開始し、翌年3月末日に終了する刈谷市の会計 年度をいう。
- (23)「その他管理運営計画書」とは、乙のうち管理運営業務を実施する者が、本事業実施協定第63条第1項に定める提案した管理運営の範囲に基づく管理運営計画書をいう。
- (24)「不可抗力」とは、本事業実施協定の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、以下の1以上に該当する事象のうち予見可能な範囲外のものであり、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。なお、法令変更等は不可抗力に含まれない。
 - ア 異常気象 (暴風、落雷、豪雨、豪雪、強風、台風、異常熱波又は異常寒波であって、これらが事業対象地又はその周辺において通常又は定期的に発生するものより過酷なものであり、かつ、本事業に重大かつ不可避の損害を生じさせるものをいう。)
 - イ 自然災害(洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、津波又はその他不可避な自然災害であって、本事業に重大かつ不可避の損害を生じさせるものをいう。)
 - ウ 内戦又は敵対行為 (暴動、騒擾、騒乱、テロ行為又は戦争行為をいう。)
 - エ 疫病(法的に隔離が強制される場合を含む。)

(法令等の遵守)

第3条 甲及び乙は、本事業実施協定上の義務の履行にあたっては、本事業実施協定の各規定、公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書並びに日本国の法令(関連する法令、条例等、以下同じ。)を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって信義に従い誠実に

遂行及び履行をしなければならない。

(書類の適用関係)

- 第4条 本事業実施協定、事業全体計画書、公募要綱、公募要綱等に関する質問回答書、要求水準書及び提案書類において齟齬又は矛盾がある場合には、本事業実施協定、事業全体計画書、公募要綱等に関する質問回答書、公募要綱、要求水準書及び提案書類の順で優先的な効力を有する。但し、提案書類の内容が公募要綱及び公募要綱等に関する質問回答書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書類が公募要綱等に優先する。
- 2 公募要綱等の各書類間で疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙の間で協議して定める。

(事業日程) ※事業日程は、事業者提案に基づくスケジュールを踏まえ調整

- 第5条 本事業は、次の日程に従って実施されるものとする。
 - (1) 公募対象公園施設の供用開始予定日:令和●年●月●日
 - (2)特定公園施設譲渡予定日:令和●年●月●日
 - (3) 特定公園施設供用開始予定日:令和●年●月●日
 - (4) 利便増進施設の供用開始予定日:令和●年●月●日
 - (5) 管理運営開始予定日:令和●年●月●日

(資金調達及び事業実施に関する費用負担)

- 第6条 本事業の実施に関し乙が必要とする資金調達はすべて乙の責任において行い、 本業務の実施に関する一切の費用は、公募要綱等及び本事業実施協定で特段の規定が ある場合を除き、すべて乙が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本事業の実施自体に基づく近隣住民等の反対運動、訴訟、 要望、苦情等(以下、「反対運動等」という。)への対応に関する費用は甲の負担とし、 それ以外の事由に基づく反対運動等に関する費用は乙の負担とする。

(自己責任)

第7条 乙は、本事業実施協定、設置管理許可書及び占用許可書に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施にかかる一切の責任を負うものとする。また、乙が、本事業に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は損害を及ぼしたときは、乙はその紛争、損害の一切について、自己の責任と費用で解決するものとし、甲に対して、補償等の名目の如何を問わず、金銭その他いかなる要求もしないものとする。

(構成企業の業務)

- 第8条 構成企業の事情に起因して本業務に債務不履行が生じた場合については、その原因及び結果の如何を問わず、乙の責めに帰すべき事由によるものとみなす。
- 2 本事業において、乙又は構成企業が実施する業務は以下のとおりとする。

※事業者の実施体制を踏まえて修正

- (1) 公募対象公園施設設置及び管理運営業務:【乙又は担当する構成企業名を記載】
- (2) 特定公園施設整備・譲渡業務:【乙又は担当する構成企業名を記載】
- (3) 利便増進施設設置及び管理運営業務:【乙又は担当する構成企業名を記載】
- (4) 提案の範囲に基づく管理運営業務:【乙又は担当する構成企業名を記載】

(再委託)

- 第9条 前条に基づき乙又は構成企業が実施する本業務に関し、乙又は構成企業は、各業務において締結する契約書類等又は本事業実施協定に定めるほか、第三者に当該業務の全部又は重要な一部を委託せしめ、又は下請けせしめてはならない。
- 2 本業務に関し、乙又は構成企業は第三者に当該業務の重要でない一部を委託せしめ、 又は下請けせしめる場合、事前に甲の承諾を得なければならない。但し、第24条、第 33条、又は第48条に基づき、乙又は構成企業が事前に書面により甲に届け出た場合は この限りでない。
- 3 前項の規定に関し、本業務の重要でない一部を第三者に委託せしめ又は下請けせ しめる場合、乙の責任において当該委託・下請先に本事業実施協定の規定を遵守させな ければならない。

(許認可及び届出等)

- 第10条 本事業実施協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可及び届出(以下「許認可等」という。)は、本事業実施協定で別段の定めがある場合を除き、乙がその責任及び費用負担において取得、維持又は提出し、又は構成企業をしてその責任及び費用負担において取得、維持又は提出させなければならない。但し、法令、本事業実施協定又はその他の合意により甲が取得・維持すべきとされる許認可及び提出すべきとされる届出はこの限りでない。
- 2 乙は、前項の許認可等の取得及び提出に際しては、甲に事前説明及び事後報告を行い、 又は構成企業をして事前説明及び事後報告を行わせる。
- 3 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による許認可等の取得維持及び提出に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 乙は、甲からの要請がある場合は、甲による許認可等の取得維持及び提出に必要な資料の提供その他について協力し、又は構成企業をして協力させる。

(事業全体計画書の取扱い)

- 第11条 乙は、甲の承諾を得た事業全体計画書に基づき、自らの責任により本事業を確 実に履行し、又は構成企業をして履行させる。
- 2 乙は、本業務の実施にあたり、事業全体計画書を変更せざるを得ない場合は、その変 更内容が公募要綱等及び提案内容を逸脱するものではなく、また、都市公園の利用者の 利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれる場合又はやむを得ない事由がある 場合に限り、乙と甲の協議の上、甲に変更の申請を行い、甲の承認を受けなければなら ない。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業全体計画書に公募要綱等の要件を満たしていない部分 (以下「未充足部分」という。)が存在することが判明した場合、乙は、公募要綱等の 要件を満たすために必要な設計変更その他の措置を講じるとともに、甲の事前の承諾を 得て、事業全体計画書を訂正しなければならない。なお、乙は、本事業実施協定が締結

されたこと又は前項の甲の承認をもって未充足部分の不存在が確認されたものではないことを確認する。

4 乙は、前2項に基づき事業全体計画書を変更又は訂正したときは速やかに、甲に対し、 変更又は訂正後の事業全体計画書を提出しなければならない。

(認定公募設置等計画の変更)

- 第12条 乙は、本業務の実施にあたり、認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、 甲と協議の上、都市公園法第5条の6に基づき、甲に変更の申請を行い、甲の認定を 受けなければならない。
- 2 甲は、前項の変更の認定の申請があったときは、公募要綱等の内容に合致していると 認める場合その他の都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号の要件を満たす場 合には、その認定をしなければならない。

(各種調査等)

- 第13条 乙は、地質調査、測量、環境対策等が必要となる場合は、甲と協議の上、自ら の責任と費用負担において各種調査を実施しなければならない。
- 2 乙は、前項の調査を実施しようとするときは、事前に調査計画を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項の調査が終了したときは、調査報告を作成し、甲と協議の上、甲が定める時期までに、甲に提出しなければならない。

(整備に伴う周辺の安全及び環境対策)

第14条 乙は、本業務の実施にあたり、自らの責任と費用負担において、騒音・振動・光 害・衛生対策・感染症対策等の対策及び周辺の環境整備を行わなければならない。

(関係事業者との連携)

第15条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、刈谷総合運動公園内及び周辺施設の関係 事業者等との調整を実施するものとする。

第2章 公募対象公園施設設置及び管理運営業務

(設計業務)

- 第16条 乙は、本事業実施協定締結日以降、速やかに公募対象公園施設の設置にかかる実施 設計業務に着手し、自らの責任と費用負担において、当該業務を完了しなければなら ない。
- 2 乙は、公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書に基づき、関係法令を遵守し、業務を行わなければならない。また、業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を得なければならない。なお、甲の承諾を得たものを公募対象公園施設設計図書という。
- 3 甲は、提出された公募対象公園施設設計図書を審査し、公募要綱等、提案書類及び 事業全体計画書に合致していれば、これを承諾するものとする。
- 4 乙は、甲へ第1項に定める設計業務の進捗状況や内容について随時報告し、必要な協議を行わなければならない。
- 5 乙は、第1項に定める設計業務の内容を変更する場合、変更後の内容を記載した書類

を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。なお、乙は、設計上の誤り及び乙の都合による設計変更等から発生する増加費用等の一切の責任を負担する。

(工事責任者の配置)

第17条 乙は、公募対象公園施設の設置工事の着手前に、工事責任者を配置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、公募対象公園施設の設置工事にあたり、全ての工事現場の運営・監理を行い、甲に、工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(設置工事)

- 第18条 乙は、公募対象公園施設の設置工事着手日の2週間前までに、公募対象公園施設の設置工事に係る占用許可の申請書を、当該工事の着手日、当該工事の完了日及び公募対象公園施設の供用開始日を定めた工事工程表を添え、甲に提出し、甲の許可を得なければならない。
- 2 甲は、前項に基づき提出された公募対象公園施設の設置工事に係る占用許可の申 請書を審査し、その内容が公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書の内容に合致して いる場合、これを許可する。
- 3 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、工事工程の変更を必要とする場合は、事前 に理由を付して、書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 4 公募対象公園施設の設置工事及び必要な調査や法令に基づく必要な手続は、乙自ら の責任と費用負担において実施する。
- 5 甲において公募対象公園施設の設置業務の水準が公募要綱等、提案書類又は事業 全体計画書の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是 正指示を行ったにもかかわらず当該業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は、 第2項の許可を取り消すことができるものとする。なお、乙が損害を受けることがあ っても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。

(甲による説明要求及び工事現場立会い)

- 第19条 甲は、公募対象公園施設の設置工事の状況その他甲が必要とする事項について、 必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。
- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、設置工事の状況が公募対象公園施設設計 図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めるこ とができ、乙はこれに従わなければならない。

(中間確認)

- 第20条 甲は、公募対象公園施設が公募対象公園施設設計図書に従い設置されている ことを確認するために、工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施すること ができる。
- 2 中間確認の結果、設置工事の状況が公募対象公園施設設計図書の内容を逸脱している ことが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わ なければならない。
- 3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、公募対象公園施設の

設置工事の全部又は一部に契約不適合又は不備(乙の過失の有無を問わない。) があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(乙による竣工検査)

- 第21条 乙は、自らの責任と費用負担において、公募対象公園施設が公募対象公園施設 設計図書に従い設置されていることを確認する社内検査及び法令により定められた検 査等を含む竣工検査を行うものとする。乙は、竣工検査の日程を、事前に甲に通知し なければならない。
- 2 甲は、前項の規定に従い行う竣工検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、甲に対して竣工検査の結果を速やかに報告するものとする。

(甲による完成確認)

- 第22条 甲は、公募対象公園施設が公募対象公園施設設計図書に従い設置されていることを確認するために、乙による竣工検査完了後、必要な事項に関する完成確認を実施することができる。
- 2 完成確認の結果、設置工事の状況が公募対象公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。
- 3 乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。なお、乙は、 当該是正から発生する増加費用及び損害を負担するものとする。
- 4 乙は、甲が本条に規定する完成確認を行ったことを理由として、公募対象公園施設の 設置工事の全部又は一部に契約不適合又は不備(乙の過失の有無を問わない。)があ った場合における責任を、甲に求めることができない。

(設置工事の一時中止)

- 第23条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象 公園施設の設置工事の全部又は一部の工事を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項に従い公募対象公園施設の設置工事の全部又は一部の工事を中止させた場合、乙と協議の上、必要があると認めるときは工事期間を変更させることができる。

(設置工事中における第三者の使用)

- 第24条 乙は、公募対象公園施設の設置工事に当たって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。
- 2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、公募対象公園施設の設置工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、 乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(設置工事中に第三者に与えた損害)

第25条 乙が公募対象公園施設の設置工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第 三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して係る損害を賠償する責務を負うも のとする。この場合において、乙は損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しな ければならない。

(公募対象公園施設の管理運営)

- 第26条 乙は、公募対象公園施設の供用開始日の1か月前までに、都市公園法第5条第 1項に基づく設置管理許可の申請書を甲に提出し、甲の許可を受けなければならない。
- 2 許可申請書には、次の事項を記載した事項を記載した公募対象公園施設管理運営 計画書を添付しなければならない。
 - (1) 公募対象公園施設管理運営計画書に記載する事項
 - (a) 運営計画
 - ① 運営方針
 - ② 運営形態
 - ③ 安全対策(防火・防犯・防災等)
 - ④ 環境対策(騒音·振動対策等)
 - (b) 年間維持管理計画
 - ① 維持管理方針
 - ② 樹木、草花等植物育成管理(ある場合のみ)
 - ③ 清掃、刈草など美観の保持
 - ④ 建築物、設備等保守、消防点検等
 - ⑤ 巡視、点検
 - ⑥ 警備、巡回(不法・迷惑行為・苦情要望への対応等)
 - (c) イベント計画
 - ① イベント企画・運営方針
 - ② 運営形態・体制
 - ③ 実施工程及び実施プログラム
 - ④ 安全対策
 - ⑤ 環境対策(騒音·振動対策等)
 - (d) 広報·宣伝計画
 - ① 広報・宣伝活動方針
 - ② 広報宣伝活動形態・体制
 - (e) 緊急時の体制及び対応
 - (f)職員配置計画
 - (g) 収支計画
 - (h) その他、良好な管理運営に関すること
 - (i) 事業内容の報告(更新申請時のみ)
 - ① (a)~(h)に関する実施状況
 - ② 資金調達計画の実施状況
 - ③ 事業計画の実施状況

3 甲は、公募対象公園施設の設置管理許可申請書及び公募対象公園施設管理運営計画書を審査し、公募対象公園施設が都市公園法第5条第2項の要件を充足し、当該許可申請書に記載された事項が都市公園法第5条第1項に定める記載事項に合致し、かつ公募対象公園施設管理運営計画書の内容が公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書の内容に合致する場合、条件を付し、許可を与える。

(設置管理許可使用料等)

- 第27条 乙は、公募対象公園施設の対象面積に応じ、公募施設設置等使用料を、公募対象公園施設の供用開始日より甲へ支払うものとする。
- 2 設置管理許可使用料の対象範囲の特定に係る判断は、甲が行う。
- 3 設置管理許可使用料は、1 m あたり月●●円とする。乙は甲が年度毎に発行する納入通知書に基づき、当該設置管理許可使用料を甲に支払わなければならない。
- 4 乙による設置管理許可使用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の 信頼関係が失われた事由とすることができる。

(許可の更新)

- 第28条 第26条第3項の許可の効力は、当該許可を取得した日から 10 年以内とし、認定 の有効期間に限り (原状回復等の作業の期間を含まず)、原則として更新許可を与えることとする。
- 2 乙は、設置管理許可の更新を希望するときは、許可期間の満了の1年前までに、 書面により甲に対し更新の意向を表明することとする。甲は、第68条第2項に定め る事業評価により、本事業が本事業実施協定の趣旨に合致していると判断した場合 は、これを認めることができる。この場合、乙は、当該許可期間の満了の6か月前 までに、都市公園法第5条第1項に基づき再度甲に対し許可申請を行い、設置管理 許可を受けることができる。
 - 3 甲は、乙による本事業実施協定の違反がある場合、第68条2項に定める事業評価により支障があると判断した場合又はその他合理的な理由がある場合は、設置管理許可を更新しないことができる。この場合、乙は甲に損害賠償や補償等一切の請求をすることができない。

(許可の取り消し)

第29条 甲において公募対象公園施設の管理運営業務の水準が公募要綱等、提案書類 又は事業全体計画書の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう 通知又は是正指示を行ったにもかかわらず本業務の水準が改善しないと判断する場 合、甲は、第26条第3項の許可を取り消すことができるものとする。

(変更許可申請)

第30条 乙は、第26条第3項の設置管理許可に係る申請書に定める内容に変更が生じた場合、甲に対し、変更した申請書をもって再度申請し、甲の変更許可を受けなければならない。

(許可の廃止)

第31条 乙が、第26条第3項に基づく設置管理許可を廃止しようとするときは、甲の許可を受けなければならない。

(行為の制限)

- 第32条 乙の公募対象公園施設における業務内容は、下記の条件に適合しなければならない。これら条件に適合しない場合、甲は、公募対象公園施設における乙の業務内容の修正又は中止を求めることができる。
 - (1)都市公園法、刈谷市都市公園条例、その他関係法令を遵守すること。
 - (2) 都市公園の設置目的に照らして妥当であると認められること。
 - (3) 特定の少数者に利用が限定される施設とならないこと。
 - (4) 公園の利用者に著しく支障とならないこと。
 - (5) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及・宣伝活動等でないこと。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。その後の改正を含む。)第2条に定義される営業のいずれにも該当しないこと。
 - (7) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等でないこと。
 - (8) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為とならないこと。
 - (9) 事故の発生を未然に防止するための安全対策がとられているものであること。
 - (10) 自己又はその役員若しくは従業員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含む。以下「暴対法」という。)第2条第6号若しくは刈谷市暴力団排除条例(平成24年条例第8号。その後の改正を含み、以下「刈谷市暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当しないこと、暴対法第2条第2号若しくは刈谷市暴排条例第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないこと、及び暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有しないこと。
 - (11) その他、公園利用との関連性が低く、甲が必要とみなすことができないと判断する行為や、公園管理上支障となる行為とならないこと。

(運営における第三者使用)

- 第33条 乙が所有する公募対象公園施設を、他の事業者(以下「賃借人」という。)が使用する場合は、借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約に基づき使用させるものとし、当該賃貸借契約の内容について事前に甲の承諾を取得した上、次の各号に掲げる措置をとらせるものとする。なお、乙は、賃借人が決定又は変更する場合は、速やかに甲と事前協議の上で決定し、報告するものとする。
 - (1) 賃借人に本事業実施協定の規定、設置管理許可の条件その他関係法令を遵守させること。
 - (2) 甲が本事業に関する許認可等を取り消した場合、又は国、地方公共団体又は 公共的団体によって公募対象公園施設を公用又は公共の用に供する正当かつ重大な 事由が生じた場合には、当該賃貸借契約の期間内であっても、速やかに賃借人との 当該賃貸借契約を解除すること。
 - (3) 賃借人が転貸を行うことを禁止すること、及び賃借人が、当該賃貸借契約に

よって生ずる権利義務又は契約上の地位を第三者へ譲渡又は担保に供することを禁止すること。

- (4) 乙と賃借人との間で発生した紛争については、乙の責任及び費用負担において一切を処理すること。
- 2 乙は、賃借人が第32条第10号に抵触することを知った場合は、直ちに甲に報告し、 その指示に従い、必要な措置をとらなければならず、甲に報告させ、甲の指示に従 わせ、必要な措置をとらせなければならない。
- 3 乙は、別に定めのない限り、公募対象公園施設の管理運営期間終了日までに公募対象 公園施設に関する第三者との建物賃貸借契約等を終了させ、全ての入居者を退去させる ものとする。この場合において、退去に要する費用(入居者への補償も含む。)は全て 乙の負担とする。

(財産権)

第34条 本事業において、乙が設置する公募対象公園施設の所有権その他の財産権は、 乙に帰属する。

(改善命令)

- 第35条 甲は乙に対し、必要に応じ、公募対象公園施設について調査し、第26条第2項に規定する公募対象公園施設管理運営計画書に基づく管理運営が適切に行われていないと認めた場合、当該事項について改善を命ずることができるものとする。
- 2 乙は、甲から前項の命令を受けた場合は、速やかに改善計画を作成し、甲に提出しなければならない。

(原状回復の義務)

- 第36条 乙は、本事業に係る事業期間の満了日又は本事業実施協定の解除日から6か月以内に、公募対象公園施設及び利便増進施設を撤去し、当該施設の設置管理許可区域、占用区域又は事業区域において事業者の責により汚損もしくは破損した部分を原状に回復させた上、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。但し、本事業に係る事業期間の満了日又は本事業実施協定の解除日から6か月以内の甲が指定する期日までに、本事業に係る新たな事業者と乙との間で、乙の所有する施設や権利義務の移転が確実になされることが見込まれ、かつ当該移転について甲が事前に同意した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、乙が負担する。
- 3 乙が、第1項の規定により原状回復をさせる場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙は、原状回復のための設計業務について、設計業務の進捗状況や内容を報告し、甲の承諾を得ること。
 - (2) 原状回復の内容については、前号に定める設計業務の履行の際に甲と乙が協議して決定する。なお、協議が整わない場合は、甲が合理的な範囲で原状回復の内容を決定する。
 - (3) 乙は、原状回復の設計業務の完了後、原状回復のための工事の着手時までに、設計内容を記載した書面を甲に提出し、承諾を得ること。
 - (4) 乙は、原状回復の設計業務の完了時に、前号に定める書面の内容が公募要綱等に

適合しているか否かについて、甲の承諾を得ること。乙は、甲の承諾後、原状回復のための工事に着手することができる。なお、甲が、当該設計内容が公募要綱等に適合していないと判断した場合は、乙に対し、当該設計内容の修正を求めることができ、乙は、これに応じなければならない。

- 4 乙が第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲が代わりにこれを行い、乙に 当該原状回復に係る費用を請求することができる。
- 5 前項の規定に基づく甲の原状回復により、乙が損害を受けた場合も、甲は、当該損害の賠償の責を負わないものとする。
- 6 乙は、第1項に定める期日までに原状回復を終えて事業対象地を明け渡すことができなかった場合、その日の翌日から実際に公募対象公園施設の原状回復が行われ、事業対象地が明け渡された日までの期間(両端日を含む。)の日数に応じ、公園施設設置等使用料相当額の違約金を甲に支払わなければならない。なお、事業対象地の明け渡しの遅延により、この違約金の額を超える損害が甲に生じた場合、甲は当該超過部分について乙に損害賠償を請求することができる。
- 7 乙は、やむを得ない事情により、第1項に定める期日の変更を必要とする場合は、 事前に理由を付して、書面により甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。
- 8 乙は、本事業の終了後に新たな事業者に対し、施設の所有権又は権利義務を移転した場合、乙の責任と費用負担において、新たな事業者が本事業に係る業務に着手するまでに、 文書等にて誠実に引継ぎを行わなければならない。

(譲渡の取扱い)

- 第37条 乙は、甲の事前の承諾なく、公募対象公園施設の全部又は一部を第三者へ譲渡することはできないものとする。乙が、甲の事前承諾を得て公募対象公園施設の全部又は一部を第三者へ譲渡する場合、原則として当該施設に関する本事業実施協定における乙の権利義務の一切を承継するものとする。
- 2 乙は、前条の規定にかかわらず、甲が協定期間終了日の6か月前までに、協定期間の終了後に乙の所有する公募対象公園施設を、甲が指定する第三者に譲渡することを求めた場合、これに従うものとする。
- 3 前項の譲渡にかかる条件については、甲と乙で協議の上、決定するものとする。 ただし、譲渡価格については時価とし、その算定方法は次の各号によるものとする。
 - (1) 甲が指定する第三者に譲渡する場合は、事前に甲及び乙で譲渡の条件・手続等について協議し、協議結果を踏まえて甲が指定した第三者及び乙で譲渡価格を決定するものとする。
 - (2) 前号の場合において、甲は、理由の如何を問わず、譲渡価格の決定若しくは 譲渡契約の締結がなされず又はこれらの契約に基づく財産の譲渡が実施されない 場合にあっても、これにより発生した乙の増加費用及び損害を賠償する義務等一 切の補償義務を負わないものとする。

(自己責任)

- 第38条 乙は、本事業実施協定及び設置管理許可書に別段の定めがある場合を除き、 公募対象公園施設の整備、維持管理、運営に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 乙は、その責任と費用負担により、自ら公募対象公園施設の管理運営、公募対 象公園施設の設置管理区域の清掃及び維持管理を行うこととする。

- 3 乙が甲の所有する公園施設を汚損又は破損した場合、乙はその責任と費用負担 により、清掃又は修繕等の必要な措置を講じて原状回復するものとする。
- 4 乙が所有する公募対象公園施設の管理運営に関して、第三者等との必要な協議・調整等は、乙が行うものとする。
- 5 乙は、設置管理許可区域において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用 できるよう十分に配慮するものとする。

第3章 特定公園施設整備・譲渡業務

(設計業務)

- 第39条 乙は、本事業協定締結日以降、速やかに特定公園施設の整備にかかる実施設計業務 に着手し、自らの責任と費用負担において、当該業務を完了しなければならない。
- 2 乙は、公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書に基づき、関係法令を遵守し、業務を行わなければならない。また、業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。なお、甲の承諾を得たものを特定公園施設設計図書という。
- 3 甲は、提出された特定公園施設設計図書を審査し、公募要綱等、提案書類及び事業 全体計画書に合致していれば、これを承諾するものとする。
- 4 乙は、甲へ第1項に定める設計業務の進捗状況や内容について随時報告し、必要な協議を行わなければならない。
- 5 乙は、第1項に定める設計業務の内容を変更する場合、変更後の内容を記載した書類 を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。なお、乙は、設計上の誤り及び乙の 都合による設計変更等から発生する増加費用等の一切の責任を負担する。

(工事責任者の配置)

第40条 乙は、特定公園施設の工事着手前に、工事責任者を配置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、特定公園施設の整備工事にあたり、全ての工事現場の運営・監理を行い、甲に、工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(整備工事)

- 第41条 乙は、特定公園施設工事の着手日の2週間前までに、特定公園施設の整備工事に係る占用許可の申請書に、当該工事の着手日、当該工事の完了日、特定公園施設の譲渡日及び供用開始日を定めた工事工程表を添え、甲に提出し、甲の許可を得なければならない。
- 2 甲は、前項に基づき提出された特定公園施設の整備工事に係る占用許可の申請書 を審査し、その内容が公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書の内容に合致している 場合、これを許可する。
- 3 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、工事工程の変更を必要とする場合は、事前 に理由を付して、書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 4 特定公園施設の整備工事及び必要な調査や法令に基づく必要な手続は、乙自らの 責任と費用負担において実施する。
- 5 甲において特定公園施設の整備業務の水準が公募要綱等、提案書類又は事業全体計画書の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示

を行ったにもかかわらず当該業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は、第2項 の許可を取り消すことができるものとする。なお、乙が損害を受けることがあっても、 甲は、その賠償の責を負わないものとする。

- 6 乙は、第52条第2項に規定する特定公園施設・譲渡契約を締結した後、整備工事 に着手しなければならない。
- 7 乙は、建設業法の規定に基づき、特定公園施設の整備工事にかかる施工体制台帳、施工体系図の写し、その他建設業法上発注者に提出する必要がある書類を甲に提出するものとし、その内容を変更するときは事前に甲に通知するとともに、速やかに修正後の施工体制台帳、施工体系図の写し、その他建設業法上発注者に提出する必要がある書類を甲に提出するものとする。
- 8 乙は、特定公園施設の整備工事に使用する材料の品質規格に関する資料(製品カタログ資料等)を、工事材料を使用するまでに甲に提出しなければならない。
- 9 乙は、特定公園施設設計図書において、甲の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用 することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料 を使用するまでに甲に提出し、承認を受けなければならない。

(甲による説明要求及び工事現場立会い)

- 第42条 甲は、特定公園施設の整備工事の状況その他甲が必要とする事項について、必要 に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。
- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が特定公園施設設計図書の内容 を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、 乙はこれに従わなければならない。

(中間確認)

- 第43条 甲は、特定公園施設が特定公園施設設計図書に従い整備されていることを確認するために、工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。
- 2 中間確認の結果、工事状況が特定公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。
- 3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、特定公園施設の整備工事の全部又は一部に契約不適合又は不備(乙の過失の有無を問わない。)があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(乙による竣工検査)

- 第44条 乙は、自らの責任と費用負担において、特定公園施設が特定公園施設設計図書に従い整備されていることを確認する社内検査及び法令により定められた検査等を含む竣工検査を行うものとする。乙は、竣工検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定に従い行う竣工検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、甲に対して竣工検査の結果を速やかに報告するものとする。
- 4 竣工検査の報告後、特定公園施設の整備状況が特定公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれ

に従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。なお、乙は、当該是正から発生する増加費用及び損害を負担するものとする。

(完成検査)

- 第45条 甲は、乙の竣工検査の報告後、特定公園施設の完成検査を実施するものとする。
- 2 完成検査の結果、特定公園施設の整備状況が特定公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完成検査を実施するものとする。
- 4 前項の再度の完成検査は、第2項の規定を準用して行うものとする。なお、乙は、 当該是正から発生する増加費用及び損害を負担するものとする。

(完成検査確認通知書の交付)

第46条 甲は、前条による完成検査の結果、特定公園施設の整備工事の状況が特定公園施設 設計図書の内容に適合する場合には、完成検査確認通知書により乙にこれを通知しな ければならない。

(整備工事の一時中止)

- 第47条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の整備工事の全部又は一部の工事を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項に従い特定公園施設の整備工事の全部又は一部の工事を中止させた場合、 乙 と協議の上、必要があると認めるときは工事期間を変更させることができる。

(整備工事中における第三者の使用)

- 第48条 乙は、特定公園施設の整備工事に当たって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。
- 2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公 園施設の整備工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の 責めに帰すべき事由とみなす。

(一般的指害)

第49条 特定公園施設の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(第50条に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。

(天災等による損害)

第50条 特定公園施設の引渡し前に、天災等による不可抗力により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、 こは、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い同項の損害の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により確認された損害は、乙が負担するものとし、その負担の方法については、甲と乙との協議により定めるものとする。

(整備工事中に第三者に与えた損害)

第51条 乙が特定公園施設の整備工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に 損 害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して係る損害を賠償する責務を負うものとする。 この場合において、乙は損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

(特定公園施設の譲渡)

- 第52条 乙は、第45条に規定する完成検査に基づき、第46条に規定する完了検査確認通知書を受領した場合には、甲に対して、特定公園施設を譲渡するものとする。
- 2 甲と乙は、特定公園施設の譲渡について、別途、特定公園施設整備・譲渡契約を締結するものとする。

(特定公園施設の契約不適合責任)

第53条 甲は、特定公園施設が公募要綱等、提案書類又は事業全体計画書の水準に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対して相当の期間を定めてその補修による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による履行の追完又は損害賠償の請求は、特定公園施設に係る譲渡を受けた日から2年以内に行わなければならない。但し、乙が当該契約不適合を知っていたとき、又は、当該契約不適合若しくは損害が、乙の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は特定公園施設等に係る譲渡を受けた日から10年以内とする。
- 3 甲は、前項に規定する契約不適合に係る請求が可能な期間(以下この項において「契約不適合責任期間」という。)のうちに契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年以内に本条第1項に規定する請求をしたときには、契約不適合責任期間のうちに当該請求したものとみなす。

第4章 利便増進施設設置及び管理運営業務

(工事責任者の配置)

第54条 乙は、利便増進施設の設置工事の着手前に、工事責任者を配置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、利便増進施設の設置工事にあたり、全ての工事現場の運営・監理を行い、甲に、工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(設置工事)

第55条 乙は、利便増進施設の設置工事の着手日の2週間前までに、利便増進施設の設置

工事に係る占用許可の申請書に、当該工事の着手日、当該工事の完了日及び利便増進施設の供用開始日を定めた工事工程表を添え、甲に提出し、甲の許可を得なければならない。

- 2 甲は、前項に基づき提出された利便増進施設の設置工事に係る占用許可の申請書を 審査し、その内容が公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書の内容に合致している場合、 これを許可する。
- 3 乙は、やむを得ない事情により、工事工程の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 4 利便増進施設の設置工事及び必要な調査や法令に基づき必要な手続は、乙自らの責任と費用負担において実施する。
- 5 甲において利便増進施設の設置業務の水準が公募要綱等、提案書類又は事業全体 計画書の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正 指示を行ったにもかかわらず当該業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は、第 2項の許可を取り消すことができるものとする。なお、乙が損害を受けることがあっ ても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。

(甲による説明要求及び工事現場立会い)

- 第56条 甲は、利便増進施設の設置工事の状況その他甲が必要とする事項について、必要 に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。
- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、設置工事の状況が提案書類及び事業全体計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

(中間確認)

第57条 甲は、利便増進施設が提案書類及び事業全体計画書に従い設置されていること を確認するために、工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

- 2 中間確認の結果、設置工事の状況が提案書類及び事業全体計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。
- 3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、利便増進施設の設置工事の全部又は一部に契約不適合又は不備(乙の過失の有無を問わない。)があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(乙による竣工検査)

- 第58条 乙は、自らの責任と費用負担において、利便増進施設が提案書類及び事業全体計画書に従い設置されていることを確認する社内検査及び法令により定められた検査等を含む竣工検査を行うものとする。乙は、竣工検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定に従い行う竣工検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、甲に対して竣工検査の結果を速やかに報告するものとする。

(甲による完成確認)

第59条 甲は、利便増進施設が提案書類及び事業全体計画書に従い設置されていることを

確認するために、乙による竣工検査完了後、必要な事項に関する完成確認を実施することができる。

- 2 完成確認の結果、設置工事の状況が提案書類及び事業全体計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。
- 3 乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。なお、乙は、 当該是正から発生する増加費用及び損害を負担するものとする。
- 4 乙は、甲が本条に規定する完成確認を行ったことを理由として、利便増進施設の設置工事の全部又は一部に契約不適合又は不備(乙の過失の有無を問わない。)があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(設置工事の一時中止)

- 第60条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、利便増進施設の設置工事の全部又は一部の工事を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項に従い利便増進施設の設置工事の全部又は一部の工事を中止させた場合、乙と協議の上、必要があると認めるときは工事期間を変更させることができる。

(設置工事中に第三者に与えた損害)

第61条 乙が利便増進施設の設置工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に 損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して係る損害を賠償する責務を負うものとする。 この場合において、乙は損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

(占用許可占用料等)

- 第62条 乙は、利便増進施設の表示面積に応じ、占用許可占用料を、利便増進施設の供用開始日より甲へ支払うものとする。
- 2 占用許可占用料は、1 m³あたり月 2,200 円とする。乙は甲が年度毎に発行する納入通知書に基づき、当該占用料を甲に支払わなければならない。
- 3 刈谷市都市公園条例の改正等により、甲は、前項の占用許可占用料の単価を改定することができる。
- 4 乙による占用許可占用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

第5章 管理運営業務

(公園施設の管理運営業務)

- 第63条 乙は公募対象公園施設管理運営計画書の提出と併せて、提案した管理運営の範囲に基づく管理運営計画書(以下、その他管理運営計画書という。)を提出し、甲の承認及び都市公園法第5条第1項に基づく管理許可を得なければならない。
- 2 その他管理運営計画書には次の事項を記載しなければならない。
 - (1) その他管理運営計画書に記載する事項
 - (a) 全体計画
 - ① 管理運営方針

- ② 管理運営体制
- ③ 安全対策
- ④ 環境対策(騒音・振動対策など)
- ⑤ 収支計画
- ⑥ 緊急時の対応
- ⑦ その他、良好な管理運営に関する
- (b) 業務計画(以下の内、提案した項目のみ記載)
 - ① 特定公園施設の維持・修繕
 - ② 既存の公園施設、その他の事業対象区域の維持・修繕
 - ③ 公衆トイレの美化・利便性向上
 - ④ 清掃及びゴミ収集・処理
 - ⑤ 樹木・芝等植物育成管理
 - ⑥ 公園の特色を踏まえた賑わいの創出
 - (7) 巡視及び不法利用者等への指導
 - ⑧ 要望・苦情への対応
 - ⑨ 事故等の対応
 - ⑩ 指定管理者との連携
 - (11) その他
- 3 甲は、その他管理運営計画書を審査し、公募要綱等、提案書類及び事業全体計画書の 内容に合致する場合に承認し、条件を付し、許可を与える。乙は承認を得たその他管 理運営計画書に基づき適正な管理運営を行うものとする。

第6章 保証金等

(保証金等)

- 第64条 乙は、本業務に係る使用料及びその他本業務から生じるすべての債務の担保 として、次項に定める保証金等を第36条に定める原状回復完了時まで無利息で甲に 納付又は提供しなければならない。
- 2 前項に定める保証金等の納付又は提供は、次の各号に定めるいずれかの方法によるものとする。
- (1) 保証金の納付
- (2) 保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 本事業実施協定による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と認める金融機関の保証
- (4) 乙と保険会社との間の甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結
- 3 前項の保証金等の金額は、公募対象公園施設の撤去・処分費と原状回復に要する費用の相当額とし、甲及び乙の協議により決定するものとする。
- 3 乙は、甲の指定する期日(公募対象公園施設の着工前)までに甲へ保証を納付又 は提供しなければならない。
- 5 甲は、乙が第36条に定める原状回復を完了した後、乙に未払いの債務があればその弁

済に保証金等を充当し、残額を乙に返還する。

- 6 保証金等を前項の未払債務に充当してもなお不足が生じた場合は、乙は、甲の請求により直ちに当該不足額を甲に支払わなければならない。
- 7 乙は、保証金等をもって、本事業実施協定に基づき発生する乙の甲に対する債務 の弁済に充当することを請求できない。

第7章 事業実施にあたっての負担区分等

(事業区域内の契約不適合)

第65条 乙は、本事業実施協定締結後、事業区域内で契約不適合を発見しても、甲に対し 使用料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(損害賠償)

第66条 甲が第73条により本事業実施協定を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第67条 乙は、本業務の遂行により、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、 乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければなら ない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、甲の責 任と費用負担により、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

第8章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

(事業報告及び評価)

- 第68条 乙は、26条 2 項に定める公募対象公園施設管理運営計画書を会計年度ごとに作成し、前年度の 2 月末日(但し、初年度は公募対象公園施設の供用開始予定日の 1 か月前)までに甲へ提出しなければならない。
- 2 乙は、公募対象公園施設の管理運営の毎月の状況を記載した月次事業報告書を提出すること。なお、月次事業報告書の記載事項及び様式は、設置管理許可時に定める。
- 3 乙は、公募対象公園施設の管理運営の状況を記載した事業報告書(以下「事業報告書」 という。)を会計年度ごとに作成し、毎会計年度終了後30日以内に甲へ提出し、評価を 受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲と乙で協議の上決定 する。

(本業務の内容変更、一時中止等)

- 第69条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、本業務の実施内容又は実施体制を変更する必要が合理的に認められる場合、乙は相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に通知し、甲の承諾を得て、本業務の内容を変更又は一時中止することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、本業務の内容又は本事業に係る日程を変更する必要 が合理的に認められる場合、乙と協議の上、本業務の内容を変更又は一時中止すること ができる。

3 甲は、乙が本事業実施協定、許認可等の条件又はその他関係法令に違反した場合など、本業務の内容変更又は一時中止の必要があると合理的に認められる場合、本業務の内容の変更又は一時中止を指示することができ、乙はかかる指示に従わなければならないものとする。

(暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

- 第70条 乙は、本事業の実施にあたり、暴力団又は暴力団員から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- 2 乙は、下請人等が暴力団又は暴力団員から本業務の妨害及び不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請人等に対し警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、前2項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第9章 事業期間及び事業実施協定の解除等

(事業期間)

第71条 本事業実施協定の有効期間(以下「事業期間」という。)は、本事業実施協定の締結日から、第64条第1項に基づく甲の乙に対する保証金の返還又は第64条第5項及び第6項に基づく、乙の甲に対する不足額に係る支払による甲乙間の清算が完了したときまでとする。ただし、本事業実施協定の定めるところに従って本事業実施協定が解除されたときは、事業期間は、その時点において終了する。

(認定公募設置等計画の有効期間)

第72条 認定公募設置等計画の有効期間は、公募対象公園施設の設置管理許可における 設置管理期間の開始日から●年間[提案期間を踏まえ記載]とする。

(甲による事業実施協定の解除)

- 第73条 甲は、第68条第2項による事業評価において、事業継続が不可能と判断された場合のほか、第72条に定める本事業実施協定の有効期間にかかわらず、設置管理許可を取り消し、もしくは更新しない場合、又は、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本事業実施協定を解除することができる。
 - (1) 乙が、本事業実施協定、第26条第3項の規定による許可の際に付された許可 条件、その他関係法令等に違反する行為を行った場合
 - (2) 乙が、本事業実施協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の改善要求や警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
 - (3) 甲と乙の間の信頼関係が失われた場合など、本事業実施協定を継続しがたい 重大な事由が生じた場合
 - (4) 乙の代表企業又は構成企業のいずれかが、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
 - (5) 乙の代表企業又は構成企業のいずれかが、仮差押、仮処分、強制執行若しく

は競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

- (6) 乙の代表企業又は構成企業のいずれかが、監督官庁により営業取消もしくは 停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
- (7) 乙の代表企業又は構成企業のいずれかが、暴力団員等であることが判明した 場合
- (8) 甲の事前の承諾なく代表企業又は構成企業を変更した場合
- 2 乙は、前項の規定により本事業実施協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を求めることはできない。

(乙による事業実施協定の解除)

第74条 乙は、甲が甲の責めに帰すべき事由により、本事業実施協定又は本事業実施協定に 基づく重要な合意事項のいずれかに違反し、その違反により本事業実施協定の目的を 達することができないと認められるとき、催告を行った上で、当該事由が解消されな いときには、本事業実施協定を解除することができる。

(合意による事業実施協定の解除)

- 第75条 乙は、経営状況の悪化など乙の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難 と判断される場合、本事業実施協定を解除しようとする日の6ヶ月前までに、甲に対し て書面により本事業実施協定の解除に係る意思の通知を行うことができ、甲乙協議の 上、甲が同意した場合に限り、本事業実施協定を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定により本事業実施協定を解除した場合、既に納付した本事業に係る使用料等の返還を求めないものとする。
- 3 本事業実施協定締結後、乙の責めによらない天災等の不可抗力により、乙の所有する公 募対象公園施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する 等、本事業実施協定の履行が不可能となった場合、甲と乙は協議し、合意のうえ本事業実 施協定を解除することができる。

(事業実施協定の解除等の公表)

第76条 甲は、第73条第1項又は第75条第1項に基づき本事業実施協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。

(認定公募設置等計画の認定取り消し)

第77条 甲は、本事業実施協定の定めるところに従って本事業実施協定が解除されたときは、乙に通知して、認定公募設置等計画を取り消すものとする。

(公募対象公園施設の解除に伴う措置)

第78条 公募対象公園施設について、第73条、第74条若しくは第75条に基づき本事業実施協定が解除された場合で、公募対象公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第18条に基づく占用許可及び第26条第3項に基づく設置管理許可の取り消しを行い、乙は速やかに、第36条に基づき原状回復するものとする。但し、第74条に基づき本事業実施協定が解除された場合の乙の損失に対する補償等については、都市公園法そ

の他法令の規定に従うものとする。

- 2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に公募対象公園施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって公募対象公園施設の撤去又は原状回復を行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、甲の撤去又は原状回復について異議を申し出ることはできず、第74条に基づき本事業実施協定が解除された場合を除き、甲の撤去又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(特定公園施設の解除に伴う措置)

- 第79条 特定公園施設について第73条、第74条若しくは第75条に基づき本事業実施協定が解除された場合で、特定公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第41条に基づく占用許可の取り消しを行い、甲が解除時における出来形部分を検査の上、その全部又は一部の譲渡を求めることができる。その場合には、乙は当該部分を甲へ譲渡するとともに、残りの部分については、乙は速やかに、原状回復するものとする。但し、第74条に基づき本事業実施協定が解除された場合の乙の損失に対する補償等については、都市公園法その他法令の規定に従うものとする。
- 2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に特定公園施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって特定公園施設の撤去又は原状回復を行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、甲の撤去又は原状回復について異議を申し出ることはできず、第74条に基づき本事業実施協定が解除された場合を除き、甲の撤去又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

第10章 不可効力及び法令等の変更

(不可抗力による損害等)

- 第80条 不可抗力により、乙が財産権を有する物件、物品その他が被害を被り、乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。甲は、不可抗力によって乙が被った損害については、賠償する責めを負わない。
- 2 乙は、本事業実施協定締結日後の不可抗力により、本事業実施協定、公募要綱等、 提案書類又は事業全体計画書に従って本業務を行うことができないと判断した場合若 しくは本事業実施協定の履行のための費用が増加すると判断した場合、乙は当該判断 の理由の詳細を書面により直ちに甲に対して通知しなければならず、乙が当該通知を 怠った場合、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 甲及び乙は、本事業実施協定に基づく義務の履行が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、 当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 甲が乙から、第2項の通知を受領した場合、本事業実施協定に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに本事業実施協定の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。
- 5 前項の協議に関わらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本事業実施協定の変更 及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲が不可抗力に対応する方法 を乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。

- 6 乙は、いかなる場合においても、甲に対し営業補償、休業補償を請求することができない。
- 7 不可抗力により本事業実施協定の全部又は一部が履行不能となった場合又は不可抗力により公募対象公園施設、特定公園施設若しくは事業対象区域にある施設の重大な損害が発生した場合、乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切な対応を行うものとする。

(不可抗力による事業実施協定の解除)

- 第81条 本事業実施協定の締結日後の不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断 した場合又は本事業実施協定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、甲 は乙と協議の上、本事業実施協定の全部又は一部を解除することができる。
- 2 本事業実施協定の締結日後の不可効力により、乙が公募対象公園施設の設置・管理 運営、特定公園施設の整備・譲渡、利便増進施設の設置及び管理運営業務又は提案 の範囲に基づく管理運営等の継続が困難と判断した場合又は当該業務の履行のために 過大な費用を要すると合理的に判断した場合、乙は、甲と協議の上、本事業実施協定 のうち当該業務に係る部分を解除することができる。
- 3 第1項若しくは前項に基づき本事業実施協定を解除した場合、乙は、本事業実施協 定解除から速やかに、第36条に基づき原状回復するものとする。
- 4 第1項若しくは第2項に基づき本事業実施協定を解除した場合、第18条第2項、第41条第2項及び第55条第2項に基づく占用許可又は第26条第3項、第63条第3項に基づく設置管理許可も終了するものとする。
- 5 甲及び乙は、本事業実施協定に別段の定めがある場合を除き、第1項若しくは第2 項の解除により生じた増加費用及び損害を相互に請求できないものとする。

(法令等の変更)

- 第82条 乙は、本事業実施協定締結日後の法令等の変更により、本事業実施協定、公募 要綱等、提案書類又は事業全体計画書に従って本業務を行うことができないと判断し た場合又は本事業実施協定の履行のための費用が増加すると判断した場合、乙は当該 判断の理由の詳細を書面により直ちに甲に対して通知しなければならず、乙が当該通 知を怠った場合、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 甲及び乙は、本事業実施協定に基づく義務の履行が適用法令に違反することとなった場合、当該義務の履行が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。但し、甲及び乙は法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

(法令等の変更による協議等)

- 第83条 甲が乙から、前条第1項の通知を受領した場合、本事業実施協定に別段の定めが ある場合を除き、甲及び乙は、当該法令等の変更に対応するために速やかに本事業実施協 定及び公募要綱等の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。
- 2 乙の逸失利益に係る増加費用及び損害については、乙がすべて負担する。

(法令等の変更による事業実施協定の解除)

第84条 本事業実施協定の締結後の法令等の変更により、甲が本事業の継続が困難と判

断した場合又は本協事業実施定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、 甲は、乙と協議の上、本事業実施協定の全部又は一部を解除することができる。

- 2 本事業実施協定の締結後の法令等の変更により、公募対象公園施設の設置・管理運営、特定公園施設の整備・譲渡、利便増進施設の設置及び管理運営業務又は提案の範囲に基づく管理運営等の継続が困難となった場合又は当該業務の履行のために過大な費用を要することとなった場合、乙は、甲と協議の上、本事業実施協定のうち当該業務に係る部分を解除することができる。
- 3 第1項若しくは前項に基づき本事業実施協定を解除した場合、乙は、本事業実施協 定解除から速やかに、第36条に基づき原状回復するものとする。
- 4 第1項若しくは第2項に基づき本事業実施協定を解除した場合、第18条第2項、第41条第2項及び第55条第2項に基づく占用許可又は第26条第3項、第63条第3項に基づく設置管理許可も終了するものとする。
- 5 甲及び乙は、本事業実施協定に別段の定めがある場合を除き、第1項若しくは第2項の解除により生じた増加費用及び損害を相互に請求できないものとする。

第11章 事業破綻時の措置

(事業破綻時の措置)

- 第85条 乙は、第72条の本事業実施協定の有効期間中に本事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、甲の承諾を受け、別の民間事業者に本事業を承継させることができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づき、本事業を承継させない場合は、第36条の規定に基づく 原状回復をしなければならない。

第12章 補則

(公租公課)

第86条 本事業に関連して生じる公租公課は、乙の負担とする。

(通知義務)

- 第87条 乙は、次の各号の一に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に通知しなければならない。
 - (1) 乙が、本事業の実施に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を 与えた場合
 - (2) 乙が、本事業の実施に関し、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合
 - (3) 乙の所有する施設が滅失又は毀損した場合
 - (4) 事業対象地内の全部又は一部を第三者が占有した場合

(秘密保持)

第88条 甲及び乙は、本事業実施協定又は本事業に関連して知り得た情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持して責任を持って管理し、本事業実施協定に係る義務の履行又は本業務の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 甲及び乙が本事業実施協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
 - (5) 開示の後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されること なく取得した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に 対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。但し、相手 方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を 来たす場合は、事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士又は国家公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 甲と本事業につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザーに開示する場合
- 4 甲は、前各項の定めにかかわらず、本事業実施協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 乙は、本事業実施協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める諸規定を遵守するものとする。

(著作権の帰属)

第89条 甲が、本業務の公募手続きにおいて及び本事業実施協定に基づき、乙に対して提供した情報、書類、図面等(甲が著作権を有しないものを除く。)の著作権は、甲に帰属する。

(成果物の利用等)

- 第90条 甲は、成果物(乙が本事業実施協定、公募要綱等、提案書類又は事業全体計画書に基づいて甲に提出した一切の書類、図面、写真映像等をいう。以下同じ。)について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本事業実施協定の終了後も存続するものとする。
- 2 成果物、公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設のうち著作権法(昭和 45 年法律第 48 号。その後の改正を含む。)第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利(次条において「著作権者の権利」という。)の帰属は、同法の定めるところによる。
- 3 乙は、甲が成果物及び公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設、その他公園施設を次の各号に定めるところにより利用することができるようにし、乙又は著作権者(甲を除く。)をして、著作権法第19条第1項、第20条第1項、第25条、第26条第1項、第26条の2第1項、第26条の3に定める権利を行使し、又はさせてはなら

ない。

- (1) 著作権者の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
- (2) 成果物を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (3) 公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をし、又はさせること。
- (4) 公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設を写真、模型、絵画その他の 方法により表現すること。
- (5) 公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設を増築、改築、修繕若しくは 模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 成果物及び公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設に乙又は構成企業若しくは著作権者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権の譲渡禁止)

第91条 乙は、自ら又は著作権者をして、成果物及び関係書類(特定公園施設の設計図書等及び特定公園施設を含む。以下同じ。)にかかる著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならないものとする。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

- 第92条 乙は、自らが作成する成果物及び関係書類が、乙の知るか、又は知り得る限り、 第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。
- 2 乙は、自らが作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権を侵害した場合 において、当該第三者が受けた損害を賠償し、又は必要な措置を講じなければならないと きは、乙が当該損害賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(知的財産権)

第93条 乙自らが特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、 その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(特許権等の使用)

第94条 乙は、特許権等の産業財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこととする。

(協定上の地位の譲渡)

第95条 乙は、本事業実施協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本事業 実施協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供 その他の処分をしてはならない。

(準拠法及び裁判管轄)

第96条 本事業実施協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従い解釈され、本事業協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。

(協議)

第97条 本事業実施協定において、甲及び乙は、必要と認められる場合は適宜、本事業 実施協定に基づく一切の業務に関連する事項について、相手方に対し協議を求める ことができる。

(通知先等)

- 第98条 本事業実施協定で規定する書面による通知等については、本事業実施協定に記載 された当事者の名称、所在地宛になされるものとする。
- 2 甲及び乙は、通知等の送付先について変更するときは、遅滞なく相手方に対して届 け出るものとする。

(計算単位等)

第99条 本事業実施協定上の義務の履行に関して甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号。その後の改正を含む。)に定めるものとする。

(定めのない事項)

- 第100条 本事業実施協定に規定のない事項又は本事業実施協定若しくは本事業実施協定 に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、甲及び乙は、誠意をもって協議する ものとする。
- 2 甲と乙で協議の上、必要と認めた場合は、書面により本事業実施協定の変更を行うことができる。

この協定の締結を証するため、本事業実施協定書●通を作成し、甲、乙がそれぞれ 記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年 ●月 ●日

- (甲) 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市 刈谷市長 稲 垣 武 印
- (乙) 代表企業所在地商号及び名称代表者名印

構成企業 所在地 商号及び名称 代表者名 印